

北海道住宅履歴保管事業に係る指定機関公募要項

第1 公募の内容

1 公募の概要

(1) 目的

北海道（以下「道」という。）は、北海道住宅履歴情報保管事業要綱（以下「要綱」という。）第6条及び北海道住宅履歴保管機関指定要領第3に基づき、次により北海道住宅履歴保管機関（以下「指定機関」という。）を公募します。

(2) 用語の定義

きた住まいるサポートシステム（以下「サポートシステム」という。）

道が作成したコンピュータ・ソフトウェアであり、保管に関する次の機能を備えるもの。

ア 施主と住宅施工事業者等が住宅の設計や施工等に関する情報（以下「住宅履歴情報」という。）を共有するために用いる資料を作成する。

イ 保管を行うための申請書を作成し、申請に用いる電子データを物件ごとに整理する。

ウ 物件ごとに整理された住宅履歴情報の保管や提供（以下「保管等」という。）を行う。

2 業務概要

指定機関が行う業務（以下「業務」という。）は次のとおりです。

(1) 住宅履歴の保管に関する業務

① 住宅履歴の保管申請書及び対象となる住宅の住宅履歴情報について、サポートシステムを活用して電子媒体化したもの（以下「保管申請用データ」という。）の受理を行う。

② 受理した保管申請用データについて、サポートシステムを活用して確認し、保管住宅所有者が書き換えできない状態の電子媒体（以下「保管用データ」という。）として30年間保管を行う（保管期間の延長可能）。

(2) 保管住宅所有者が変更となる場合は、変更前の保管住宅所有者もしくは、変更後の保管住宅所有者からの申請により、保管用データの所有者の変更を行う。

(3) 保管期間の終了日を迎える前に、保管住宅所有者へ保管期間が終了する旨を通知する。

(4) 保管用データについて、サポートシステムを活用した閲覧等の提供を行う。

(5) 保管に係る実績報告書を提出する。

(6) 保管に関する窓口対応業務を行う。

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とします。

4 指定機関の業務に必要な費用

指定機関は、業務に必要な経費について、道が別途示す「保管手数料の目安」の範囲内で徴収することができるものとします。

第2 業務の実施条件

業務を行うにあたっての基本的な事項は次に掲げるとおりとします。

(1) 業務の執行体制の整備

指定機関は、業務に関し、迅速な事務処理や窓口対応を行うため、必要な職員を確保し、業務の処理に適した体制を整備することとします。

(2) 指定機関の業務時間

平日（土・日曜・祝日及び指定機関の定める休日を除く） 9時から17時30分まで

(3) 個人情報の保護

業務に従事する者は、北海道個人情報保護条例等に基づき、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはいけません。指定機関の指定期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従業者が職務を退いた後においても同様とします。

(4) 経費の執行管理

指定機関は、業務に関する経費を適切に執行管理するための体制を整備するものとします。

(5) 秘密保持義務等

指定機関（法人である場合はその役員）及びその職員は、業務に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用することはできません。なお、業務が終了した後も同様とします。

なお、指定機関及びその職員で保管事務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法律により公務に従事する職員とみなします。

(6) 著作権の取扱い

指定機関は、業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、道に移転するものとします。

(7) 再委託等

指定機関は、業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、あらかじめ道の承諾を得た場合は、この限りではありません。

第3 適正な公募業務の確保に関する事項

指定機関が業務を実施するにあたり、適切な管理業務を行うために必要な事項は次のとおりとします。

(1) 保管事務規程の作成

指定機関は、保管事務に関する規程を定め、北海道知事の認可を受けなければなりません。これを変更しようとするときも同様です。

(2) 保管事務の休廃止

指定機関は、保管に関する事務を休止、または廃止する場合は、年度を単位とし、休止、または廃止する当該年度の 9 月 30 日までにその旨を北海道知事に届け出るものとします。

(3) 監督命令

北海道知事は、保管事務の公正かつ的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定機関に対し、保管事務に関し監督上必要な命令をすることができます。

(4) 指定の取消し

北海道知事は、指定機関が要綱第 16 条各号のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消すことができます。

第 4 指定機関の応募及び申請の手続き

1 申請の要件

(1) 申請資格

申請者は、次を全て満たすものとします。

- ① 申請日において、札幌市内に事業所又は事務所を有する法人その他の団体であること。
なお、申請資格の確認基準日は、当該申請の日とする。
- ② 道内全域を対象に業務を行い、又はその意欲があるもの。
- ③ 公募業務を継続的に行うことができること。

(2) 欠格事項

申請者が次のいずれかに該当する場合は、指定の対象外とします。なお、申請書提出後から指定までの間に、①～④に該当する事実が判明した場合は、指定を受けることができない場合があります。

- ① 団体の役員（法人でない団体にあつては当該団体の代表者）が未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- ② 団体の役員（法人でない団体にあつては当該団体の代表者）が破産者で復権を得ないもの
- ③ 団体の役員（法人でない団体にあつては当該団体の代表者）が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- ④ 要綱第 15 条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者

(3) その他の要件

- ① 申請その他の指定手続は、申請者である法人又はその他の団体の代表者又は代表者か

ら権限の委任を受けた当該担当の職員が行うものとします。

② 申請書類は、次に掲げる要件のいずれも満たしていることとします。

ア 北海道住宅履歴保管事業に係る指定機関公募要項（以下「公募要項」という。）に定める申請期間、提出先及び提出方法に適合していること

イ 記載事項に不備がないこと

a 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合していること

b 記載すべき事項が全て記載されていること

c 虚偽の内容が記載されていないこと

2 申請手続等

(1) 提出部数

申請書類は、原本1部、副本1部とします。

(2) 申請書類提出一覧

	提出書類	備考
1	指定機関指定申請書	(別記様式1)
2	団体概要及び過去2年間の国又は他の地方公共団体からの委託の受注実績	(別記様式2)
3	団体の名称及び本店又は主たる事業所の所在地を証明する書類	法人の登記事項証明書等
4	定款及び寄付行為・規約等	団体の目的、組織（職員体制を含む）及び運営の方法を明記
5	役員名簿及び略歴書	役職、氏名、現住所、生年月日、略歴などを記載したもの
6	役員の身分証明書及び住民票の写し	
7	要項第6の2に該当しないことを証明する書類	(別記様式3)
8	道税、消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明する書類	
9	当該年度及びその前年度に係る業務計画書、収支計画書	
10	直前年度にかかる事業報告書、収支決算書	
11	印鑑証明	申請日前3か月以内に取得したもの

12	指定機関業務に係る業務計画書 ・ 関連する技術情報の習得に関する事項 ・ 個人情報の保護に関する事項 ・ 経費の執行に関する事項 ・ 業務の実施体制に関する事項 など	(別記様式 4)
13	指定機関業務に係る手数料算出根拠	(別記様式 5)

(3) 申請書の受付

- ① 受付期間 令和5年3月16日(木)から令和5年3月29日(水)まで
土曜日、日曜日、祝祭日を除く
- ② 受付時間 午前9時から午後5時まで
- ③ 受付場所 道庁9階 建設部住宅局建築指導課
- ④ その他
 - ・ 申請書類は受付日時に受付場所まで持参するか又は郵送(書留郵便に限る。)にて提出して下さい。
 - ・ 申請書類提出一覧に示された書類の添付がない場合は、失格となる場合があります。

3 申請にあたっての留意事項

- (1) 道の配付する資料、付属資料は公募要項と一体のものとして扱うものとします。
- (2) 申請書類の取扱い
 - ① 申請者から提出された応募書類の内容の変更、引き替え、撤回は原則認めません。
 - ② 申請書類に記載された個人情報は、指定機関の選定、審査その他、指定機関の指定手続きを実施する目的以外に、申請者に無断で使用することはありません。
 - ③ 申請書類は、指定機関の選定審査のため、選定委員会の委員に配付します。また、提出された申請書類は理由の如何を問わず返却しません。
 - ④ 申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て申請者が負うものとします。
- (3) 公正な手続等を妨げる行為
 - ① 指定機関に係る指定手続において公正な手続を妨げる行為又は不正の利益を得るため連合する行為について情報があつたときは、手続きの執行を延期し、又は事情聴取を行うことがあります。なお、選定の決定又は指定において、このような事実があつたと認められたときは、決定又は指定を取り消すことがあります。
 - ② 道が必要と認めたときは、指定の手続を延期し、中止し、又は取り消すことがあります。
- (4) 選定又は指定の対象からの除外等

申請者が次に掲げる事項に該当したときは、その者を選定又は指定の対象から除外し、又は選定の決定若しくは指定を取り消す場合があります。

- ① 選定委員会の委員又は本業務に従事する道職員若しくは本件関係者に対し、本件申請について不正に接触する行為、その他の公正な手続を妨げる行為の事実が判明した場合
 - ② 申請書類等に虚偽の記載があった場合
 - ③ 申請資格を満たしていないこと又は欠格事項に該当することが判明した場合
 - ④ 申請者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
 - ⑤ 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定機関として業務を行うことについて相応しくないと道が認めた場合
 - ⑥ その他不正な行為があったと道が認める場合
- (5) 不正行為情報への対応
 上記(4)の①の行為に関する情報があったとき、その他道が必要と認めたときは、指定の手続を延期し、中止し、取り消し、又は事情聴取を行うことがあります。
- (6) 申請の辞退
 申請書類を提出した後で辞退する場合は、速やかに別記様式6「指定機関申請辞退届」を提出するとともに、道と協議を行うこととします。
- (7) 費用の負担
 申請の手続に必要な費用は、申請者の負担とします。
- (8) 道が公表した資料等の取扱い
 道が公表した資料等は、当該申請に係る検討以外の目的で使用してはならないものとします。

第5 指定手続等のスケジュール

指定機関の公募から業務開始までのスケジュールは、概ね次のとおりです。

日程（予定）	内容
令和5年3月16日（木）～ 令和5年3月29日（金）	以下に定める資料の公表及び申請書受付期間 <ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道住宅履歴保管事業に係る指定機関公募要項 ・ 申請様式 ・ 北海道住宅履歴保管事業に係る指定機関の選定基準
令和5年3月30日（木）	指定機関候補者の選定
令和5年3月30日（木）	指定機関の指定
令和5年4月1日～	指定機関による業務開始

【問合せ先】

北海道建設部住宅局建築指導課建築企画係

住 所 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁9階

T E L 011-231-4111（内線29-472）

F A X 011-232-0147

E-mail kensetsu.jutaku1@pref.hokkaido.jp

建築指導課ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/index.htm>

第6 審査及び指定機関候補者の選定

1 選定委員会の設置

- (1) 本業務における指定機関の候補者を選定するため、「北海道住宅履歴保管事業に係る指定機関選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置します。
- (2) 選定委員会は、本業務の指定機関の候補者選考に必要な道職員の委員で構成し、庶務を処理するため、建設部住宅局建築指導課内に事務局を置くこととします。

2 審査等の方法

申請団体から提出された申請書について、申請資格及び欠格事項、必須項目（以下「申請資格等」という。）に関して適格審査を行い、不適格団体は失格とし、適格団体について申請内容の審査を行い、最優秀候補者を選定します。

(1) 必須項目

申請団体は、次に示す必須項目の要件を満たすものとし、満たさない場合は失格となります。

- ① 当該団体が業務等を実施する上で遵守しなければならない法令等に違反したことにより、当該法令の規定による罰則処分を現に受けていない団体であること。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号の規定に該当する団体又はその利益となる活動を行うものではないこと。
- ③ 当該団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）に暴対法第2条第6号の規定に該当する者が就任していない団体であること。
- ④ 公租公課に滞納がない団体であること。

(2) 不適格者への通知

選定委員会は、申請資格等が不適格で失格となった団体に対し、失格の理由を付して通知します。

(3) 申請内容の審査

選定委員会の委員は、選定基準に基づき、業務体制等について総合的な評価、審査を実施して候補者の選定を行います。また、委員長が必要と認めるときは、選定委員会は申請

者からのヒアリングを行う場合があります。

① 主な審査内容

- ア 法人の運営に関する事項
- イ 公募業務の実施に関する事項

3 指定機関の選定及び指定

知事は、最優秀候補者として選定された候補者を、指定機関として指定します。なお、選定委員会前に最優秀候補者が資格要件等を失った場合は、次に点数が高いものを最優秀候補者とし、指定機関の指定を行います。

4 審査結果等の公表

道は、当該業務の候補者を選定したときは、すべての申請者に対し結果を通知するとともに、指定機関を指定したときは、道のホームページ等において公表します。